

扱ひ、冊封の起程の日期を將て科・司に聴き別に回覆を行うを除くの外、擬するに合に就ち行うべし。此の為に貴国に備咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

万曆三十三年（一六〇五）五月初十日

注*本文書は発出年の一部が不鮮明なための錯簡で、本来は（〇七一

一一）と入れ替えるべきものである。

（一）金庇魁 一五七九—一六二〇年。具志親雲上。久米村金氏の七世（『家譜（二）』九四〇頁）。

（二）馬似竜 我那覇親雲上秀昌。一五六八—一六二三年。那覇牛氏の三世（『市史宝案抄』二五六頁）。

（三）欽差 ここでは冊封使をさす。

（四）投通す わたす。

（五）科・司 科は兵科、司は行人司。来たるべき冊封の正副使、夏子陽と王士楨の属する官庁。

1-07-12

福建布政司より琉球国あて、進貢船の遭難の状況と、乗員への救恤および帰国を知らせる咨（一六〇四、六、一三）

福建等処承宣布政使司、進貢、謝恩等の事の為にす。

琉球国中山王世子尚寧の咨に扱ひに称すらく、特に使者・通事

等の官の蔡奎等を遣わし、人伴・夷梢を帶領し、本国の海船に坐駕し、生硫黄・馬匹を装載し、並びに表箋・鎗刀・焦土夏布・紅花・土扇等の物件を齎捧し、前来して京に赴き朝貢し謝恩せしむ、等の因あり。備咨して司に到る。此れを准く。案照するに、本年四月十六日、福州府管北路海防通判樊（維价）及び北路參將黃（守魁）、烽火門水寨把總施（顯榮）の各々の呈に扱ひに称すらく、本月初七日、捕盜陳忠の報稱するに扱ひに、本月初五日未時、礮山の捕盜陳子棟・黃政と共に琉球国の進貢の船隻を護送して芙蓉山に至る。忠等、思い見るに、天、時に昏暮なれば各船を將て抛泊して澳に寄らんと欲するも、夷船の人衆の、南風に転じて便ならざるを恐れ堅執して肯ぜざるを被る。随いで北風に趁りて連夜駕使し、三更時分に至るに、不意に天、濛霧に交じ各船は咫尺も弁ずる莫し。夷船は草嶼の暗礁に撞衝して打破し、牛皮・硫黄等の物は俱に各々沈失し、夷衆は溺水す。捕盜陳聰等、力めて夷衆を救い、並びに通事馬居喇等の員名に各々糧食を給し、仍お掌号官王陞を差わして陸路にて管解し司に赴かしむ、と。

査審し得たるに、長史蔡奎等、委因に船隻に坐駕し行きて中海に至るに、暮夜にして濛霧あり、船を將て礁に衝り、溺水して身故す。情として実に憫れむ可し。随いで拾得して見に在る夷使並びに通事、夷徒馬居喇等五十九員名を將て発り、福州府に仰けて柔遠駅に転発し、例に照らして麩米・蔬菜を支給して優恤せしむ。仍お夷使馬居喇等を將て司に送り、司庫の銀一十三兩二錢を動支

し、逐名に分給稿賞す。及び海防館に行して船隻を撮取し、另行糧一個月を給して收領せしめ、風に趁りて帰国せしむるの外、今、前因に抛り合行に知会すべし。此の為に貴国に備咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

万曆三十二年（一六〇四）六月十三日

注 (1) 焦土夏布 蕉土夏布の誤りで芭蕉布のことか。

(2) 紅花 ベにはな。キク科の植物で、その花を曝乾して紅色又はえんじ色の染料をつくる。

(3) 土扇 土産の扇。土産の摺子扇（せんす）ではなく、うちわの形の団扇か。徐葆光『中山伝信録』巻六に図と説明がある。

(4) 北路 要害の地に鎮戍を置き、鎮守を総兵官としたことにはじまり、嘉靖年間には各地に鎮守が配属された。福建は北路・中路・南路に分けられ、北路は、福寧州から福州府羅源県までをその範囲とした（『明史』巻七六、職官。『万曆会典』巻一二七、鎮戍）。

(5) 海防通判 通判は各種の同知の下でその職務を補佐する官。明代の福州府では知府の下、同知一人、通判三人が置かれ、「同知專掌清戎兼防海之事…通判其一佐守理郡、其一專督倉廩之出納、其一詰奸盜…」とある（『万曆福州府志』巻一三、職官）が、この時福州府に、福建北路を管する海防通判が置かれていたのであろう。なお、海防館（〇四一〇八）注（21）

を参照。

(6) 樊（維价） 『乾隆福建通志』巻二二、職官に名がある。

(7) 参将 鎮守に次ぐ武官。福建に一員を置く（『明史』巻七六、職官。『万曆会典』巻一二七、鎮戍）。

(8) 黄（守魁） 万曆三十年から三十六年までこの職にあった（『万曆福寧州志』巻六、兵戍志下）。

(9) 烽火門水寨 福建福寧州に設けられ、把総が統率した。

(10) 施（顯繁） 万曆三十年から三十四年まで把総に在職（『万曆福寧州志』巻六）。

(11) 捕盜 水寨の官（『万曆福寧州志』巻五、糧餉）。

(12) 報称 報告文に曰く、報じて曰く。

(13) 未時 午後二時。或いは二時から四時までの間。

(14) 礪山 桑山（〇五一六）注（8）に同じ。

(15) 芙蓉山 福寧州沖の芙蓉山のことか。芙蓉山は『乾隆福建通志』巻一三、海防によると、外洋の孤島で、緊急の際のためにのろし台が設けられており、万曆二十四年にはここに遊（〇七一八）注（14）参照）が置かれた。

(16) 昏暮 ひぐれ。ここでは天候により暗くなった状態をいう。

(17) 抛泊 抛錨して碇泊することか。

(18) 澳 湾内。

(19) 堅執 片意地。

(20) 連夜 夜どおし。

(21) 三更 更は夜間の時限の呼称。一夜を五更に分ける。三更は深夜の時刻。

(22) 咫尺 極めて近い距離。

(23) 草嶼 福州府沖、海壇山の近くにある。

(24) 掌号官 掌号は号令をかけること。掌号手に同じ。

(25) 管解 身柄を保護して送ること(『史文輯覧』)。

(26) 稿賞 稿賞に同じ。ねぎらい、賞を与える。

1-07-13

太常寺少卿夏子陽・光祿寺丞王士楨より国王尚寧あて、倭との通商の厳禁を諫言する咨(一六〇七、一一、一九)

大常寺少卿夏(子陽)、衷情を俯恤し、題請して通商を議処して以て光祿寺丞王(士楨)に、衷情を俯恤し、題請して通商を議処して以て国用に需え、以て諸艱を濟うを賜うを懇う事の為にす。

万曆三十五年(一六〇七)十月内、琉球国の差来せる謝恩の陪臣王舅毛鳳儀、大夫鄭道・阮国、都通事毛国鼎等の呈送せる中山王の咨文に拠るに称すらく、前事の為にす。内に称するに、切に以うに、聖人は極を御し中国に泣みて四夷を撫す。東西二洋を開きて興販し、餉に充てて以て辺費を足す。琉球も亦た属国に在るも、貿易通ぜずして国瘦せ民貧ならしむるを致す。琉球は旧開国の初めより、飲んで聖祖の三十六姓を恩撥し入琉して幹国するを蒙る。旧例を稽查するに、原、朝鮮・交址・暹邏・柬埔寨と興販する有り。是れに縁りて卑国は陸統として資藉に依るを得たるも、今に迄りて三十六姓世々久しく人湮び、夷酋は指南車の路を諳んぜず。是を以て各港に販するを断つ。計るに今六十多年、毫も利の入る無く、日鑠月銷し貧にして洗うが若し。況んや又、地窄く

人希なるをや。賦税の入る所は略出ざる所を償うも、斯くの如く置窘なり。若し議処を懇乞せざれば則ち国本は日に虚しく、民間は日に罄きん。幸いに天使按臨して頒封するに逢い、正當に議処するを懇乞し、富庶に資せしむべし。理として合に題請を懇乞すべし。両院に通行し引を給して商販せしめ、毎年定めて一、二隻の船を以て率と為し、例として東洋に比して餉に充て、或いは船隻の往来は、卑国、号引を詳査し、給するに勘合印信を以てし、回に照らして查驗せん。倘し回文・印信無くば、則ち是れ別港に私通するの情弊なり、等の因ありて前来す。

此れに拠りて查得するに、貴国の給引通商は、原旧例無し。即ち聖祖は国の初め、賜うに三十六姓有るも亦た該国入貢の航海は風濤測り引き為にして、彼の三十六姓なる者は能く操舟を習知すれば以て導引と為さしめんのみ。豈に興販の為に設けんや。夫れ貴国は素より貧瘠を称し、既に物産の貿易を通ず可き無く、又資財の積儲に備う可き無し。其の患う所は貧に在りと雖も、其の恃みて以て安しと為す所も亦た貧に在り。若し富国を浮慕して通商を欲するを議せば、名を往来に託して貴国は陰かに実に倭夷と市を為さん。但だに禁を驟りて奸を長ぜしむるのみならず、将来中国の憂を遺す。窃かに恐るに、争奪して啓鬻し、殺掠之に随わん。所謂延寇入室にして、亦た貴国の為す所の自保の計に非ざるのみ。豈に惟だに利を失うのみならんや、害、焉より大なるは莫し。